

地元企業の受注拡大に関する調達方針

宮城県出納局契約課

平成21年7月2日施行

令和7年4月1日改正

1 目 的

本県の地域経済を支える地元企業の維持発展を図り、持続可能な地域社会を実現するため、県が行う建設工事、建設関連業務、物品、役務の調達（以下「県の官公需の調達」という。）に当たり、「地域で調達できるものは、地域に発注する」ことを基本方針とし、地元企業の受注拡大に配慮した発注を行うもの。

2 基本的な取組

県の官公需の調達は、その規模から地域経済に少なくない影響を及ぼすものであり、持続可能な地域社会の実現に重要な位置を占めることから、契約の目的及び内容に応じ、次に掲げる事項に配慮する。

- （１）地元企業の受注機会の確保が図られること。
- （２）県産品の利用が図られること。
- （３）地域における雇用の確保が図られること。

3 具体的な施策

上記目的や取組を実現するため、次の施策を推進する。

- （１）県の官公需の調達においては、県内を適切な地域ブロックに分けて、競争性を確保した上で、ブロック内の業者のみを対象として発注する地域ブロック限定型発注を行う。
- （２）競争性が確保できない場合は、複数地域ブロック若しくは県内限定型に発注範囲を段階的に拡大する。
- （３）入札参加登録や総合評価落札方式における地元企業へのインセンティブ付与などを行う。
- （４）県の官公需の調達に当たっては、県内で生産されている県産品の調達や活用に留意する。
- （５）障害者雇用促進企業及び障害者就労施設等、環境配慮事業者、女性活躍・働き方改革推進事業者からの調達における優先制度を積極的に活用する。